

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

セキュリティ・クリアランス制度

国の安全保障上、重要な経済基盤に関する情報を「重要経済安保情報」に指定し、政府による身辺調査で信頼性を確認した者に限りアクセスを認める制度を導入する。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

5/13(月) 先負

14(火) 仏滅

15(水) 大安 沖縄本土復帰記念日、特別農業所得者の承認申請

16(木) 赤口 ゴルフ全米プロ

17(金) 先勝 パラ陸上世界選手権(～25日・神戸)

18(土) 友引

19(日) 先負 柔道世界選手権(アブダビ)

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

5/6(月) 振替休日

7(火) 38,835 △599 154.11 △1.37

8(水) 38,202 ▼633 155.32 ▼1.21

9(木) 38,074 ▼128 155.82 ▼0.50

10(金) 38,229 △155 155.68 △0.14

交際費課税における飲食費の取扱い

令和6年度税制改正により、交際費等の範囲から除かれる飲食費の金額基準が1人当たり1万円以下に引上げられ、開始事業年度に関係なく本年4月以後に支出する飲食費から適用されています。

◆ 交際費等に該当しない飲食費は

税法上、法人が取引先等に対する接待、供応、慰安、贈答などのために支出する費用は交際費等に該当し、原則として損金不算入とされています。

ただし、飲食その他これに類する行為のために要する費用(専らその法人の役員もしくは従業員等に対する接待等のために支出する社内飲食費を除く)で、その支出する金額が1人当たり1万円以下(改正前は5千円以下)であるものは交際費等から除かれ、全額損金算入となります。この1万円以下の判定は税込経理であれば消費税込みの金額、税抜経理であれば消費税抜きの金額により判定します。

なお、この規定は一定事項(飲食等の年月日、参加者の氏名及びその関係、飲食店等の名称及び所在地など)を記載した書類の保存が要件となります。

◆ 交際費等に係る損金算入の特例

支出した飲食費が1人当たり1万円を超えた場合は、全額が交際費等に該当することになりますが、損金不算入額の計算に当たっては、①中小法人に係る損金算入の特例や、②接待飲食費に係る損金算入の特例があります。

①は資本金1億円以下の中小法人が支出した交際費等を年800万円まで全額損金算入できる特例となり、②は資本金100億円以下の法人が支出した接待飲食費の50%を損金算入できる特例となります(中小法人は①又は②を選択可能)。

■この記事の詳細は、情報BOX201518

定額減税で引ききれない方に対する給付措置

所得税及び個人住民税の定額減税において、納税者本人と配偶者を含む扶養親族の人数により算定された減税額が、減税前の所得税額及び個人住民税所得割額を上回り引ききれないと見込まれる方には不足額を給付する措置が講じられています(給付額は1万円単位で「切り上げて」算出)。

この給付措置は個人住民税が課税される自治体を実施し、令和6年分所得税が確定する前に、令和5年の課税状況に基づき定額減税で引ききれないと見込まれる額を今夏以降に給付するとしています。また、令和6年分所得税が確定した後、当初の給付では不足することが判明した場合は令和7年以降に追加給付が行われます。

自動車税の納税通知書を確認

自動車の所有者には、自動車税種別割(軽自動車などは軽自動車税種別割)の納税通知書が届きます(納期限は一部を除き5月末)。

自動車税は、4月1日時点で自動車を所有している方に1年分が課税されるため、年度の途中で名義変更された場合でも、その年度分の税金は前所有者が納めることとなります。

なお、自動車の新規登録又は抹消登録(廃車)した場合、月割により課税又は還付されます(軽自動車税には月割課税制度はありません)。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

交際費等を支出した場合の税法上の取扱い

◆令和6年度税制改正による交際費課税の見直し

令和6年度税制改正により交際費等の損金不算入制度が見直され、交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり1万円以下（改正前：5,000円以下）に上げられました。この改正は、令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用されます。

また、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が3年延長されました。

◆交際費等の範囲

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が得意先、仕入先その他事業に係る者などに対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいい、原則として全額が損金不算入とされています。

◎交際費等の範囲から除かれるもの

次に掲げる費用は交際費等から除かれます。

・飲食その他これに類する行為（以下「飲食等」）のために要する費用（専らその法人の役員もしくは従業員またはこれらの親族に対する接待等のために支出するもの（以下「社内飲食費」）を除く）であって、その支出する金額を飲食等に参加した者の数で割って計算した金額が1万円以下（令和6年4月1日前に支出した飲食費は5,000円以下）である費用。

※この規定は、①飲食等のあった年月日、②飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に係る者等の氏名または名称およびその関係、③飲食等に参加した者の数、④その飲食等に要した費用の額、飲食店等の名称および所在地（店舗がない等の理由で名称または所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名または名称、住所等）、⑤その他飲食等に要した費用であることを明らかにするために必要な事項を記載した書類を保存している場合に限り適用されます。※金額基準の判定は消費税等の経理処理（税抜経理方式または税込経理方式）により算定した価額により行います。

- ・専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用。
- ・カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用。
- ・会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用。
- ・新聞、雑誌等の出版物または放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、または放送のための取材に通常要する費用。

◆交際費等に該当しない飲食費の範囲

上記の飲食費は社内飲食費に該当するものを除き、*得意先等を接待して飲食するための飲食代、*飲食等のために支払うテーブルチャージ料やサービス料等、*飲食等のために支払う会場費、*得意先等の業務遂行や行事開催に際して、弁当の差入れを行うための「弁当代」、*飲食後、その飲食店等で提供されている飲食物の持ち帰りに要する「お土産代」などが該当します。

一方、*ゴルフや観劇、旅行等の催事に際しての飲食等に要する費用、*接待等を行う飲食店等へ得意先等を送迎するために支出する送迎費、*飲食物の詰め合わせを贈答するために要する費用などは飲食費に該当しません。

◆交際費等の損金不算入額の計算

法人が交際費等に該当する費用を支出した場合は、原則として全額が損金不算入とされていますが、損金不算入額の計算に当たっては、法人の区分に応じ、損金算入措置が設けられています。

◎資本金の額または出資金の額が1億円以下である法人

次のいずれかの金額を損金算入できます。

- (1) 交際費等のうち、800万円にその事業年度の月数を乗じ、これを12で除して計算した金額（定額控除限度額）に達するまでの金額。
- (2) 交際費等のうち、飲食等のために要する費用（社内飲食費を除く）の50%に相当する金額。

◎資本金の額または出資金の額が100億円以下である法人

交際費等のうち、飲食等のために要する費用（社内飲食費を除く）の50%に相当する金額を損金算入できます。

◎資本金の額または出資金の額が100億円を超える法人

支出する交際費等の額の全額が損金不算入となります。